議第77号

三島市中小企業振興条例案

目次

前文

第1章 総則(第1条-第10条)

第2章 中小企業の振興に関する基本的施策 (第11条)

第3章 がんばる中小企業応援会議(第12条)

附則

富士・箱根・伊豆の中央に位置し、交通の要衝である三島市では、豊かな自然に 恵まれる中、三嶋大社を中心に古くから人々が共に支え合い、地域社会の発展に貢献してきた。

本市に立地する企業の大多数を占める中小企業も、雇用の機会の創出等を通じて 地域経済の根幹を支えてきただけでなく、日々の防犯活動や災害時の協力等を通じ て市民生活の向上に寄与する等、地域社会の重要な担い手となっている。

このように、地域に根差して事業活動を行ってきた中小企業の郷土への愛着と、その中小企業を支えてきた市民等こそが地域社会の活性化の原動力である。

しかしながら、現在、国境を越えた経済活動の進展、少子高齢化、人口の減少等、 社会が急激に変化し、地域経済の中心的な役割を果たしてきた中小企業を取り巻く 環境は、大変厳しいものがある。

私達は、このことを深く認識し、中小企業が潜在的に持っている活力を十分に発揮できるよう、市、企業、市民等の役割等を明らかにし、地域社会全体で中小企業の振興を図り、将来にわたって活力ある三島市の実現を目指すことを決意し、ここにこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、中小企業が地域における産業の集積の活性化、雇用の機会の 創出等により地域経済の基盤を形成しており、中小企業の衰退が地域社会の衰退 につながる要因であることに鑑み、中小企業の振興に関し、基本理念を定め、及 び市の責務、中小企業者の責務等を明らかにするとともに、市における中小企業 の振興に関する施策(以下「中小企業振興施策」という。)の基本となる事項を 定めること等により、中小企業振興施策を総合的に推進し、もって地域経済の発 展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

- **第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると ころによる。
 - (1) 中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所 又は事業所を有するものをいう。
 - (2) 中小企業関係団体 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第70 条に規定する中小企業団体中央会、商工会議所法(昭和28年法律第143号)第 1条に規定する商工会議所、商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)第2 条第1項に規定する商店街振興組合、農業協同組合法(昭和22年法律第132 号)第4条第1項に規定する農業協同組合その他の中小企業の支援を行う団体 をいう。
 - (3) 大企業者 中小企業者以外の事業者であって、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
 - (4) 教育機関等 学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校 その他教育研究活動を行う機関をいう。
 - (5) 金融機関 銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定する銀行、信用金庫法(昭和26年法律第238号)第2条に規定する信用金庫、中小企業等協同組合法第3条第2号に規定する信用協同組合その他の金融に関する業務を行う事業者をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業の振興は、中小企業者の創造的な事業活動、自主的な努力による 経営改善及び事業の承継の円滑化の促進を図ることにより、当該中小企業者の事 業活動が活性化すること(以下「盛業化」という。)を旨として、推進されなければならない。

- 2 中小企業の振興は、中小企業が、女性の活躍の推進その他の多様な人材の育成 及び確保に関する取組、災害による影響が最小となるようにするための経営基盤 の構築等を通じて地域経済の活性化を促進し、及び市民生活の向上に寄与すると いう重要な意義を有するものであるとの認識の下に行われなければならない。
- 3 中小企業の振興は、個人又は法人その他の団体による起業の促進を図ることを 旨として、行われなければならない。
- 4 中小企業の振興は、中小企業者、中小企業関係団体、大企業者、教育機関等、 金融機関、市民及び市が相互に連携して、推進されなければならない。 (市の責務)
- 第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、中小企業振興施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

(中小企業者の責務)

- 第5条 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に適応する ために、多様な経済活動を通じて経営の革新(中小企業基本法第2条第2項に規 定する経営の革新をいう。以下同じ。)及び経営基盤の強化に自主的に取り組む とともに、雇用の継続及び機会の創出並びに人材の育成に努めるものとする。
- 2 中小企業者は、地域社会の重要な担い手としての自覚の下に、その事業活動を 通じて、より豊かで活力ある地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。 (中小企業関係団体の役割)
- 第6条 中小企業関係団体は、基本理念にのっとり、相談、指導、人材の育成等を 行うことを通じて中小企業者の事業活動を支援するよう努めるものとする。 (大企業者の役割)
- 第7条 大企業者は、基本理念にのっとり、中小企業の振興が中小企業者のみならず大企業者にも多大な影響を及ぼすものであること並びに中小企業が地域経済の発展及び市民生活の向上に重要な役割を果たしていることについての理解を深めるとともに、中小企業者と相互に連携を図るよう努めるものとする。

(教育機関等の役割)

第8条 教育機関等は、基本理念にのっとり、教育研究活動を通じて、中小企業の 振興に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第9条 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者が経営の革新及び経営基盤の強化に取り組むことができるよう、経営に関する相談、販売先の開拓、円滑な資金の供給その他の方法による支援を通じて、中小企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

- 第10条 市民は、基本理念にのっとり、中小企業が地域経済の発展及び市民生活の 向上に重要な役割を果たしていることについての理解を深めるとともに、中小企 業の振興に協力するよう努めるものとする。
 - 第2章 中小企業の振興に関する基本的施策

(基本的施策の実施)

- **第11条** 市は、中小企業の振興を図るため、次に掲げる基本的施策を講ずるものと する。
 - (1) 中小企業者、中小企業関係団体、大企業者、教育機関等、市その他の関係行 政機関及び金融機関(以下「産学官金」という。)相互間の連携により、中小 企業者の事業の承継の円滑化を促進すること。
 - (2) 中小企業者の経営の革新及び創造的な事業活動の促進並びに経営基盤の強化を支援すること。
 - (3) 個人又は法人その他の団体による起業並びに若年者及び女性の就労等を支援すること。
 - (4) 産学官金相互間の連携による地域資源を活用した新商品、新技術又は新たな 役務の開発の促進及び販売先の開拓を支援することにより、中小企業者の盛業 化を図ること。
 - (5) 中小企業者の事業活動に必要な人材の育成、確保及び職場への定着並びに技能及び知識の継承を支援すること。

- (6) 中小企業の振興を効果的に実施するために必要な情報の収集及び提供を行うこと。
- (7) 市の行う工事の発注、物品及び役務の調達等に当たり、中小企業者の受注の機会の増大を図ること。
- (8) 中小企業者に対する資金の供給の円滑化を図るために必要な措置を講ずること。
- (9) 災害時において事業を継続し、又は早期に再開するための計画の策定を支援することその他の方法により、中小企業者の災害対策を強化すること。
- 10 産学官金及び市民相互間の連携を促進すること。
 - 第3章 がんばる中小企業応援会議

(応援会議)

- 第12条 中小企業の振興を図るため、三島市がんばる中小企業応援会議(以下「応援会議」という。)を置く。
- 2 応援会議は、市長の諮問に応じ、中小企業の振興に関する重要事項について調 査審議する。
- 3 応援会議の委員(以下「委員」という。)は、15人以内とし、次に掲げる者の うちから、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 中小企業者を代表する者
 - (3) 中小企業関係団体を代表する者
 - (4) 大企業者を代表する者
 - (5) 金融機関を代表する者
 - (6) 市内に居住する者
 - (7) その他市長が必要と認める者
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 応援会議に、会長及び副会長それぞれ1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

6 前各項に定めるもののほか、応援会議に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第12条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

平成27年11月26日提出

三島市長 豊 岡 武 士